迷惑電話防止機能を搭載した電話機などの購入費用の一部を補助します





特殊詐欺の被害は後を絶ちません。
被害を受ける方は高齢者が多く、また、接触方法は電話が多いため、高齢者世帯では電話対策が重要です。

富山市では、高齢者世帯などの方が、迷惑電話防止機能の搭載された電話機などを購入した場合に、補助金を交付する事業を行っています。

補助対象となる方

市内に住所がある６５歳以上の方のうち、次のいずれかに該当する方

①ひとり暮らし高齢者
②世帯全員が６５歳以上の方
③日中において、①又は②に該当する方

なお、一世帯につき補助は１回限りとします。

補助対象となる電話機など

次の①と②の機能を搭載した固定電話機又は、固定電話機に外部接続可能な装置で、補助を申請する日から一年以内に購入代金を支払っているもの。

①電話が鳴る前に自動で警告メッセージが流れる
②電話に出ると自動で通話内容を録音する

補助額

１台の購入費用（消費税及び地方消費税を含む）に、２分の１を乗じて得た額。ただし、５千円を上限とします。

※購入費用とは値引きやポイント使用等を差し引いた後の実質支払額となります。

申請手続

・窓口　消費生活センターの窓口で申請書を記入して提出
・郵送　市ホームページ（https://www.city.toyama.lg.jp/bosai/bohan/1010696/1010697/1005038.html）から申請書をダウンロードして、必要事項を記入し、下記の書類を添えて消費生活センターへ郵送

添付書類

①補助対象となる電話機などの購入に係る領収書（申請者の氏名、品名、金額、発行者住所氏名及び日付の記載のあるもの）の写し
②補助対象となる電話機などの機能が記載されているカタログ又は取扱い説明書の写し
③申請者の振込口座通帳の写し

～補助金交付までの流れ～

①事前相談

窓口

消費生活センターの窓口で、チェックリストを用いて、①補助対象となる方か、②購入を考えている電話機が補助対象となる機器か、などを確認します。（②は、カタログなどを持参していただくと確認が取りやすいです。）

電話

電話でのやり取りを通じて、上記①②など確認します。（②は、カタログなどを手元に置いて、必要な情報を伝えていただくと、確認が取りやすいです。）

ホームページ

消費生活センターの「迷惑電話防止機能搭載電話機等購入助成事業」のホームページを見ていただき、事業内容を確認してください。チェックリスト（PDF）を開いて、上記①②などを自分でチェックしてみてください。

②窓口に提出

・記入済の申請書に下記の添付書類を添えて、消費生活センターの窓口に提出してください。（郵送可）
・申請書は窓口又は上記ホームページからダウンロードできます。

①補助対象となる電話機などの購入に係る領収書(申請者の氏名、品名、金額、発行者住所氏名及び日付の記載のあるもの)の写し
②補助対象となる電話機などの機能が記載されているカタログ又は取扱い説明書の写し
③申請者の振込口座通帳の写し

③補助金の支払い

・申請書類を受領し確認後、補助金交付の決定を行い、申請者宛に通知を送ります。
・指定の口座に補助金を振り込みます。

お問い合せ先（担当部署）

富山市消費生活センター
〒９３０－０００２
富山市新富町一丁目２－３
CiC ビル３階
TEL０７６－４４３－２１２３